（前のページより続き）

○容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件（同七）　三七〇

○株式会社日本政策金融公庫法第二十一条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、同法第十一条第二項第二号に掲げる業務に係る取引が行われる場合における金銭の支払その他の条件を定める件の一部を改正する件（**財務・農林水産・経済産業**三）　三七一

○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件（**財務・経済産業**一）　三七二

○国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件（**国税庁**一）　三七三

○国税通則法第二十二条に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件（同二）　三七四

○国税通則法施行規則別紙第一号の二書式備考四に規定する国税庁長官が定める書式を定める件（同三）

○学校保健安全法第六条第一項の規定に基づき、学校環境衛生基準の一部を改正する件（**文部科学**六〇）

○中学校連携型小学校及び小学校連携型中学校の教育課程の基準の特例を定める件及び義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の教育課程の基準の特例を定める件の一部を改正する告示（同六一）　三八三

○特定高速電子計算機施設の共用の促進に関する基本的な方針の一部を改正する告示（同六二）　三八二

○技術士法第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門を指定する件（同六三）

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第一条の二第一項及び第一条の三第一項の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める件（同六四）

○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令第十二条第二項第二号並びに公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則第六条第一項及び第二項並びに第七条の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金及び遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率を定める件（同六五）

○専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示（同六六）　三八四

○高等学校学習指導要領の一部を改正する件（同六七）　三八五

○社会福祉士介護福祉士学校指定規則第八条第四号及び第五号に規定する文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める基準の一部を改正する件（**文部科学・厚生労働**二）　三八六

○公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設の一部を改正する件（同三）　三八七

○電源立地地域対策交付金交付規則の一部を改正する規則（**文部科学・経済産業**一）

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（**厚生労働**一四九）　三八九

○確定給付企業年金法施行規則第四十三条第二項第一号及び第二号に規定する予定利率の下限及び基準死亡率の一部を改正する件（同一五〇）

○確定給付企業年金法施行規則第五十五条第一項第一号に規定する予定利率の一部を改正する件（同一五一）　三九〇

○公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令第三十九条の三第三項に規定する予定利率及び予定死亡率の一部を改正する件（同一五二）

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（同一五三）　三九一

○雇用保険法施行規則第百十二条第二項第一号イ⑵の厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件（同一五四）　四〇六

○職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の技能を有すると認められる者として厚生労働大臣が定める者（同一五五）　四〇七

○国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部を改正する件（同一五六）　四〇八

○補助金等の交付に関する事務の一部を地方厚生局長及び四国厚生支局長が行うこととする件（同一五七）　四〇九

○臨床研究法第十六条第一項の規定により独立行政法人医薬品医療機器総合機構に同法第十五条第三項に規定する情報の整理を行わせることとした件（同一五八）　四一〇

○年齢にかかわりない転職・再就職者の受入れ促進のための指針を定める件（同一五九）

○雇用保険法施行規則第百十八条の三第二項第二号ロ及び第三号イ⑵に規定する厚生労働大臣が定める研修の一部を改正する件（同一六〇）　四一一

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第三条第二項の厚生労働大臣が定める基準等の一部を改正する告示（同一六一）　四一二

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者介助等助成金の額等を定める件の一部を改正する件（同一六二）　四一三